（様式1）

**倫理委員会審査および付随業務委託に関する契約書**

一般社団法人日本消化器がん検診学会（以下、「甲」という。）と

（以下、「乙」という。）とは、両者間で以下の各条のとおり契約を締結する。

第1条（委託業務の内容）

乙は甲に対し、「人を対象とする生命科学・医学系研究」のうち、甲の定める「一般社団法人日本消化器がん検診学会　倫理委員会迅速審査該当研究審査手順書」（以下、「手順書」という）が対象とする研究に関する倫理審査を委託し、甲はこれを受託する。

第2条（審査申請等の手順）

研究課題名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　について、乙は手順書に従い、甲に対し審査申請等を行うものとする。

第3条（審査費用）

　1　乙は、審査に要する手数料として、1案件あたり20,000円（税込）を倫理委員会審査依頼受諾書の受領日から2週間以内に甲に支払うものとする。ただし、乙が本学会主体の研究を行う者である場合は、この限りではない。

　2　前項の「1案件」の基準は、手順書第10条のとおりとする。

第4条（秘密保持）

甲および乙は、相手方の書面による同意その他正当な理由がない限り、本契約に基づく業務により

知りえたお互いの情報を第三者に開示しないものとする。

第5条（契約の終了）

本契約は、甲の倫理委員会による研究報告書の受領をもって終了する。

第6条（解約）

1　甲は、乙からの倫理審査依頼にかかる研究が、手順書の対象外の研究または甲の倫理委員会による審査が不適当な研究と甲が判断したときは、本契約を解約することができる。

2　甲の求めに対し乙が対応を怠ったまま、6か月が経過した場合は、甲は本契約を終了することが

できる。

3　乙は、甲に事前（倫理委員会審査依頼受諾書発行前）に申し入れることにより、いつでも本契約を解約することができる。

4　本契約が解約された場合には、解約までに成立した契約には影響を及ぼさないものとする。

5　第3項により本契約が解約された場合、甲は、乙に対し、受領済みの審査費用を無利息にて返還するものとする。

6　第4項により本契約が解約された場合、乙は、甲に対し、支払済みの審査費用の返還を求める

ことはできないものとする。

7　第1項および第2項により本契約が解約された場合、乙は、甲に対して、損害賠償の請求をすることができない。

第７条（協議）

本契約に定めのない事項または疑義のある事項については、その都度信義誠実の原則に従い、両者

協議の上解決するものとする。

第８条（管轄裁判所）

本契約に関する管轄裁判所は、東京地方裁判所とするものとする。

以上、本契約締結を証するため、本書2通を作成し、両当事者それぞれ記名押印の上、各１通を保有

する。

西暦　　　　年　 　月　 　日

（甲）東京都文京区関口１丁目19番２号

第２弥助ビル３階

一般社団法人日本消化器がん検診学会

理事長　大西　洋英

（乙）〇〇〇〇〇〇〇〇

　　　〇〇〇〇〇〇〇〇

　　　〇〇〇〇〇〇〇〇

2023年6月30日改正